パネルディスカッション ●●●●●●●●●●●●●●●●●●



パネリスト

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 理事 株式会社 大健 代表取締役

人見 嘉伸

最終学歴 昭和62年3月 高知大学農学部農業工学科卒業

職 **歴** 昭和62年4月 株式会社大 健 入社 平成12年4月 同社 代表取締役社長 就任

公 職 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 理事(平成 26 年 7 月~)

一般社団法人 兵庫ビルメンテナンス協会 理事(平成 17年3月~)

一般社団法人 兵庫ビルメンテナンス協会 会長(平成 20 年 3 月 ~ 令和 1 年 5 月)

賞 罰 昭和28年9月 兵庫県知事表彰

昭和30年1月 厚生労働大臣表彰



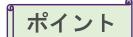
ビルメンテナンス業の新たな形

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 理事 人見 嘉伸

©2020 Japan Building Maintenance Association

BMA 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

全国ビルメンテナンス協会とは



「建築物の快適な環境の確保」という社会的要請に応える公益団体として、内閣府より認定された公益社団法人

【理念】

人と社会を元気にする仕組み をつくるために存在する 名 称 Japan Building Maintenance Association(略称: JBMA) 所轄 内閣府 〒116-0013 所在地 東京都荒川区西日暮里5丁目12番5号 ビルメンテナンス会館5階 TEL:03-3805-7560(代表) FAX:03-3805-7561 設立年月日 昭和41年(1966年) 1月 24日 社団法人認可年月日 昭和41年(1966年) 10月 20日 公益社団法人設立年月日 平成23年(2011年) 6月 1日 建築物清掃業(1号登録)厚生労働大臣指定団体 建築物飲料水貯水槽清掃業(5号登録)厚生労働大臣指定団体 建築物ねずみ昆虫等防除業(7号登録)厚生労働大臣指定団体 建築物環境衛生総合管理業(8号登録)厚生労働大臣指定団体 指定•登録機関 ビルクリーニング技能検定厚生労働大臣指定試験機関 ビル設備管理技能検定厚生労働大臣指定試験機関 会員数 2,813事業所(令和3年1月末現在) 会 長 一戸 隆男 役員 理事40名、監事4名

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

©2020 Japan Building Maintenance Association.

. . .

BMA 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

指定講習会「病院清掃受託責任者講習」とは



①本講習は医療関連サービスマー ク制度 (院内清掃) の認定要件の ひとつ

②2020年度はオンラインによる 講習会を実施 医療法施行規則で求められている、病院が清掃を外部に業務委託する際、受託業務場所に受託業務の責任者として「受託責任者」を配置することとされています。

この医療法施行規則が求める「<mark>受託責任者の病院清掃に関する知識」を付与することを目的とした講習が「病院清掃受託責任者講習」です。</mark>

(一財) 医療関連サービス振興会が認定している、医療関連サービスマーク制度の認定要件のひとつとして、本講習の受講が義務付けられています。

回数	年度	新規 修了認定者	再講習 修了認定者	計	受講者 延べ人数	開催地区
1	H6	1,676	-	1,676	1,676	9地区
2	H7	1,253	-	1,253	2,929	9地区
3	H8	989	-	989	3,918	9地区
4	H9	853	-	853	4,771	9地区
24	H29	1,264	1,672	2,936	53,567	9地区
25	H30	1,231	1,727	2,958	56,525	9地区
26	R1	1,140	1,925	3,065	59,590	9地区
27	R2	1,140	1,834	2,994	62,584	オンライン

©2020 Japan Building Maintenance Association.

BMA 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

認定サービス(院内清掃)概要



【医療法委託基準】

医療法第15条の3第2項(業務委託) 適用業務 → 令第4条の7第7号 委託基準 → 則第9条の15

- ・適用される医療機関 → 病院
- ・適用される業務 → 施設の清掃業務
- ·委託基準 → 人的·物的·質的基準

対象:医療法で定められた病院

内容:診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、調剤 所、病室などの日常的に行われる清掃業務とこ

れに付随する消毒業務

契約:請負契約

実績: 病院の病室の日常清掃

<u>約1,400のBM事業者がSマークを取得済み</u>
※ 2021年2月現在

©2020 Japan Building Maintenance Association.

4

BMA 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

コロナ禍におけるビルメンテナンス業の課題

新型コロナウイルス感染症のなか、病院(医療機関)におけるレッドゾーンの清掃・消毒依頼を請負うビルメンテナンス事業者が少ないのが現状の課題。 今後、手を挙げるBM事業者を増やす為の仕組み・支援の構築が必要とされる。

 \bullet

©2020 Japan Building Maintenance Association.

5

ビルメンテナンス業界の構成

BMA 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

なぜレッドゾーンの受託する業者が少ないのか?

●ビルメンテナンス企業及び従事者の従事環境

特 徴:高齢者、パート・女性で構成

賃 金:最低賃金レベル 危険手当:出すことが難しい

※サービスマーク(院内清掃)取得企業においても、

一般病棟のみを実施する事業者が大半

©2020 Japan Building Maintenance Association.

6

BMA 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

コロナ禍におけるBM業の重要性



清掃従事者はチーム医療における<u>エッセンシャルワーカー</u>の担い手である。

- ・国内で病院(医療機関)の清掃・消毒を担える専門団体はビルメンテンス企業しかない。
- ・コロナ禍における清掃、消毒業務は現状の清掃業契約内では困難である。

<支援>

①清掃従事者はチーム医療におけるエッセンシャルワーカーの担い 手

手 ②従事者への物理的な支援が必要

- ①清掃、消毒における正しい知識
- ②業務備品・資材の支援(防護服、消毒薬剤等)
- ③従事者へのPCR検査等の優先機会の提供と補償制度の確立



©2020 Japan Building Maintenance

Association

BMA 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

全国ビルメンテナンス協会が唱える新たな事業展開

ポイント

- ①消毒を含めた清掃管理業務
- ②有事の際でも対応が可能
- ③病院講習の知識普及

BM業界の現状を踏まえ、医療機関との連携に応じられる清掃+消毒業務の一貫した基盤構築が必須

【医療機関】



「清掃」・「消毒」 病院清掃受託責任者講習

【一般ビル】



「清掃十消毒」 新型ウイルス感染防止防疫事業

©2020 Japan Building Maintenance Association.

. . .

BMA 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

全国ビルメンテナンス協会が唱える新たな事業展開

3つの戦略をたて推進する。

戦略I;科学的知見に基づいた業務仕様書、作業書、マニュアルの普及

戦略Ⅱ;事業者及び従事者の育成と資格・セミナーの開催

戦略Ⅲ;事業者及び従事者への補償制度の確立

- ① 従事者罹患時の入院補償、休業中の所得補償、死亡補償
- ② 所有建物復旧補償(建物所有者)

©2020 Japan Building Maintenance Association.

9

防疫業務における相談窓口の設置について 教育 (講習会) 全国協会 ポイント 相談 ①相談窓口 <依頼主> ②PPEの確保 国、自治体、保健所、ビルオーナー、 依頼 ③消毒薬の確保 ④実施可能企業と テナント等 のパイプ 防疫業務の相談窓口の設置 <業務区分> 全国協会 汚染区域 非污染区域 会員企業等 地<u>区本部、都道府県協会、</u> 会等にて実装 業務提携 企業紹介 ③ 諸経費、補償 からの支援が必須 補償等における国 <用途> オフィスビル 病院、学校、介護 施設、商業施設、 イベント会場etc 地区協会 資機材 地区協会 賛助会員 消毒業務 ©2020 Japan Building Maintenance 10 Association.



ご清聴ありがとうございます。

• • • •

©2020 Japan Building Maintenance Association.

- 1